

現時点で本市の競争入札参加資格を有しておらず、新たに資格申請をしようとする事業者向け情報

●独占禁止法による排除措置命令等を受けた事業者が、新たに盛岡市の競争入札参加資格の認定を受けた場合の取扱いについて

令和8年10月1日時点で盛岡市及び盛岡市上下水道局（以下「本市」という。）の競争入札参加資格を有していない事業者が、令和9年度の入札参加資格申請（追加提出年）において新たに本市の競争入札参加資格を得ようとする場合で、当該事業者が令和7年4月1日から令和9年3月31日の間に、次のいずれかに該当する事実があったときは、審査において問題がなく資格を認定する場合であっても、他の事業者との公平性を確保する観点から、資格認定日から一定の期間について指名停止措置を講じることがあります。

	区分	内容
1	贈賄	個人、役員又はその使用人が、刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
2	独占禁止法違反行為	業務に関し、次の(1)から(4)までに掲げる事案が発生し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する事実が判明した場合。 (1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 法人の代表者、個人又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕
3	競売入札妨害又は談合	個人、役員又は使用人が、刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

なお、指名停止措置の期間については、次のとおりとなります。

- ①上記の事実該当し、かつ同一の事案に本市の競争入札参加資格者が関与し、当該資格者が指名停止措置を受けたとき。

⇒当該資格者に対して講じた指名停止措置が終了するまでの期間

- ②上記の事実該当する同一の事案に本市の競争入札参加資格者が関与していないとき。

⇒個人、役員又は使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日又は1～3に該当する事実が発生した日から、原則として12月（悪質な場合は最大24月）を経過する日までの期間